

工場・事業場等の水質指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公共下水道又は流域下水道の機能及び構造を保全するとともに公共下水道又は流域下水道からの放流水の水質を下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第8条に規定する技術上の基準に適合させるため、工場・事業場等（以下「事業場等」という。）からの排水の調査及び指導について必要な事項を定めることを目的とする。

(水質検査)

第2条 前条に規定する調査及び指導の対象となる事業場等からの排水の調査頻度は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、調査を1年以上実施し、かつ違反が認められなかった事業場等については、調査の回数を表に規定する調査回数に2分の1を乗じて得た回数（その回수에1未満の端数を生じたときは、これを切り上げる。）とすることができる。

対 象 事 業 場	特 定 事 業 場		そ の 他 の 事 業 場	
規制項目 排水量	健康項目	環境項目	健康項目	環境項目
100m ³ /日以上	4回以上/年	4回以上/年	4回以上/年	3回以上/年
100m ³ /日未満 } 50m ³ /日以上	4回以上/年	3回以上/年	4回以上/年	2回以上/年
50m ³ /日未満 } 30m ³ /日以上	2回以上/年	2回以上/年	2回以上/年	2回以上/年
30m ³ /日未満 } 20m ³ /日以上	2回以上/年	1回以上/年	2回以上/年	1回以上/年
20m ³ /日未満	2回以上/年	適 時	2回以上/年	適 時

2 前項に規定する調査の方法は、事業場等から公共下水道へ排除される下水を採取

し、水質を調査する。

- 3 上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、調査を行った場合、事業場等に「水質・立入検査票」（様式第1号）又は「工場排水調査結果通知書」（様式第2号）を交付するものとする。

（立入検査）

第3条 前条に規定する指導とは別に、事業場等に対し5年に1回以上の立入検査を行う。

- 2 立入検査は次の各号に定める事項について実施する。

- (1) 特定施設の運転管理状況の確認。
- (2) 除害施設の維持管理状況の確認。
- (3) 使用する薬品の状況の確認。
- (4) 汚泥等の回収状況及び処分状況の確認。
- (5) 届出内容の確認。
- (6) その他必要事項の確認。

- 3 管理者は、立入検査を行った場合、事業場等に「水質・立入検査票」を交付するものとする。ただし、立入検査に代えて行う聞き取り調査を実施した場合を除く。

- 4 管理者は、立入検査に代えて行う聞き取り調査を実施した場合、「聞き取り調査票」（様式第3号）に記録する。

（指導及び勧告）

第4条 管理者は、調査の結果、排水基準に適合しない下水を排除し、又は排除するおそれのある事業場等に対し、次の各号に定めるところにより指導するものとする。

- (1) 違反事実を指摘し、事情を聴取するとともに、水質改善を指示する。
- (2) 前号の結果に応じて、除害施設の設置、改修等の改善計画を指示する。

ただし、違反の程度が軽微な場合（反復又は継続して行われる場合は除く。）は、注意事項を明記した「水質・立入検査票」又は「工場排水調査結果通知書」を交付するものとする。

- (3) 前号に規定する違反の程度が軽微な場合とは、過失によるものであって、公共下水道の施設を損傷し、又は機能を阻害するおそれがなく、かつ水質汚濁の違反状態が軽微な場合をいう。
- (4) 改善措置の期間中及び改善終了後、除害施設が安定するまでの期間は、第2条第1項の規定にかかわらず、調査頻度を強化する。
- (5) 改善終了後、「原因調査報告書」（様式第4号）の提出を求める。

- 2 管理者は、前項の指導に応じない場合、又は改善計画を履行しない場合は、「改善勧告」を行い、改善計画書（様式第6号）及び改善処置完了届（様式第7号）の提

出を求める。

(改善命令等)

第5条 管理者は、前条第2項に規定する勧告後、なお違反の状態が継続する場合は、法及び豊中市下水道条例（昭和39年豊中市条例第17号。以下「条例」という。）に基づく次の命令を行うことがある。

(1) 法第12条の2第1項及び第5項の基準に適合しない下水を排除する特定事業場に対し、勧告後、なお違反の状態が継続する場合は、法第37条の2の規定に基づく「改善命令」又は「下水排除一時停止及び改善命令」を行う。

(2) 条例第10条の2に規定する基準に適合しない下水を排除する事業場等に対し、勧告後、なお違反の状態が継続する場合は、法第38条第1項及び条例第10条の3の規定に基づく「改善命令」又は「下水排除一時停止及び改善命令」を行う。

2 管理者は、前項の規定にかかわらず、悪質な行為が認められる場合、その他必要な場合は、「改善命令」又は「下水排除一時停止及び改善命令」を行うことがある。

3 管理者は、公共下水道又は流域下水道に不法投棄が行われた場合、関係事業場等に対し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく「措置命令」を行うことがある。

(告 発)

第6条 管理者は、法第12条の2第1項及び第5項の基準に適合しない下水を排除し、公共下水道又は流域下水道の機能、構造等に損傷をあたえる可能性がある、若しくはあたえた特定事業場を告発することがある。

2 管理者は、前条の命令に従わない事業場等を告発することがある。

(水質の測定義務)

第7条 法第12条の12の規定による特定事業場が行う当該下水の水質の測定頻度は、法施行規則第15条第2号ただし書の規定に基づき、次に定めるとおりとする。

ただし、立入検査又は水質検査において、違反事実が指摘され、かつ必要と認めた場合は、法施行規則第15条第2号本文の規定のとおりとすることがある。

事業場区分	温度、pH	BOD、SS、n-ヘキサン抽出物質含有量、Zn、Fe、Mn、Cr等	健康項目
排水量200m ³ /日以上 の事業場	1日につき 1回以上	1箇月につき 2回以上	1週間につき 1回以上
排水量200m ³ /日未満 50m ³ /日以上 の事業場	1日につき 1回以上	1箇月につき 2回以上	1箇月につき 2回以上
排水量50m ³ /日未満 直罰対象事業場	1週間につき 1回以上	1箇月につき 1回以上	1箇月につき 2回以上
排水量50m ³ /日未満 除害施設必要事業場	1週間につき 1回以上	1箇月につき 1回以上	

2 前項の規定にかかわらず、排水量20m³/日未満の洗濯業、ガソリンスタンド等の事業場等については、水質の測定義務を猶予できるものとする。

附 則

この要綱は、平成7年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年1月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和7年7月11日から実施する。

(様式第1号)

水 質 ・ 立 入 検 査 票											
No.											
事業所名				係 員		係 長		課長補佐		課 長	
所 在 地											
豊 中 市 上 下 水 道 局											
検査日時		年		月		日		時		分	
検 査 員 又 は 採 取 者											
立 会 者											
検 査 理 由		() 定期 () 不定期 () 苦情 () 事故									
検 査 内 容		施 設 巡 回									
		管理記録の確認									
		届出書の確認									
		採水・採水箇所		ヶ所							
評 価 項 目		特定施設運転管理状況 () (可 不可)									
		除害施設維持管理状況 () (可 不可)									
		薬品使用状況 () (可 不可)									
		汚泥、廃液処分状況 (可 不可)		マニフェスト確認 (済)							
		届出状況 (変更無 変更有 未届 不要)									
		特定施設設置届				特定施設の構造等変更届					
		特定施設使用廃止届				特定施設使用届					
		氏名変更等届				承継届					
		特定事業場管理責任者選任				除害施設管理責任者選任					
指 導 事 項		上記、各種届出書のご提出をお願いします。									
特 記 事 項		工場排水調査結果通知書交付 通知番号 ()									
文 書 回 答		() 要				() 不要					

(様式第2号)

工場排水調査結果通知書

年(年) 月 日

豊中市上下水道事業管理者

貴事業場排水の水質調査結果は、以下のとおりでしたので通知します。

採水年月日

(意見欄)

排水口

－

水量

単位

排水

検査項目

採水時刻

基準

文書回答

()要 ()不要

通知番号

(様式第3号)

[illegible]

(様式第4号)

原因調査報告書

年 (年) 月 日

豊中市上下水道事業管理者 様

届出者

住 所

氏名又は名称及び

法人にあっては

その代表者の氏名

年 月 日に採水された下水の水質が下水排除基準に違反していたことについて、原因調査の結果は下記のとおりであります。

今後、法及び条例に定める下水排除基準を遵守いたします。

記

1. 基準違反項目
2. 違反原因
3. 改善計画の具体的な内容
4. 改善終了年月日
5. 担当者及び連絡先

(様式第5号)

年 (年) 月 日

豊中市上下水道事業管理者 様

住所 (所在地)

氏名 (法人及び代表者名)

改 善 計 画 書

年 月 日に採水された排水の水質基準違反の件について、下記のとおり改善計画を行いますのでよろしくお願いします。

記

1. 基準違反項目

2. 違反原因

3. 改善計画の具体的な内容

4. 改善終了年月日 (予定)

5. 担当者及び連絡先

提出期限： 年 (年) 月 日

(様式第6号)

改 善 措 置 完 了 届

年 (年) 月 日

豊中市上下水道事業管理者 様

届出者

住 所

氏名又は名称及び

法人にあっては

その代表者の指名

年 月 日付豊水下第 号の水質改善勧告書に対する下水の改善措置が下記のとおり完了したので届け出ます。

記

1. 基準違反項目
2. 改善措置の具体的な内容
3. 改善措置完了年月日
4. 改善措置後の水質検査結果
5. 担当者及び連絡先

提出期限： 年 (年) 月 日